

2026年 8月改訂(第2版)
2026年 7月作成(第1版)

歯09 歯科用研削材料
一般医療機器 歯科用ダイヤモンドバー(コード:16670000)

SEN-SAI FGダイヤモンドバー

【形状・構造および原理等】

歯科用ハンドピース又は歯科用回転駆動装置を接続できる軸に、ダイヤモンド粒子を電着させた作業部を持つ。歯科用ハンドピース等に接続し、作業部を被研削物に接触させる。

【使用目的又は効果】

歯牙、レジン、金属、陶材、ジルコニア等を研削、研磨するために用いる。

【使用方法等】

- 1) 使用前に、本品が滅菌済かどうかを確認する。
- 2) 歯科用ハンドピース等に装着する。
- 3) 回転させ、振れがないことを確かめる。
- 4) ソフトタッチで断続的に被切削物に押し付けて切削する。

〔使用方法に関連する使用上の注意〕

- 1) ハンドピース（タービン）メーカーの指定に従ってシャンクを確実に奥まで挿入して、半チャックでないことを確認すること。
- 2) ハンドピース挿入に専用の治具が必要な機器は、必ず治具を使用すること。ネックが曲がる場合があるので、無理な圧力をかけてはめこまないこと。
- 3) 予め患者の口腔外で回転させて、振れがないことを確認すること。
- 4) 無理な角度、過度の加圧での使用は避けること。頭部の細い、長い、大きい形状のもの、またはネックの細いものは、折れたり曲がったりすることがある。
- 5) 歯牙切削時に、こじたりねじったりするような力を加えることや、急激な回転数の変更はしないこと。
- 6) 歯髄為害防止のため、十分な注水下にてソフトタッチ(フェザータッチ)で使用する。

【使用上の注意】

- 1) 製品の被包に記載の最大回転数を厳守して使用すること。

- 2) 損傷、変形(錆、表面キズ、曲がり)、汚染等のあるものは使用しないこと。
- 3) 本品の加熱や改造は行わないこと。
- 4) 目の損傷を防ぐために、保護メガネなどを使用すること。もし本品または切削屑が目に入ったときは、すぐに多量の流水で洗浄し、眼科医の診断を受けること。
- 5) 使用中の落下により、本品を患者が誤飲しないよう注意すること。本品を使用中に異常を感じた場合は直ちに使用を中止すること。
- 6) 本器具は【使用目的又は効果】の項に記載の用途以外には使用しないこと。

【保管方法及び有効期間等】

水分、腐食性薬剤及びその蒸気を避けて、外圧（物理的負荷）及び汚染を受けないように保管すること。

【保守・点検に係る事項】

- 1) 使用後は、歯科器具用防錆洗浄剤を用いて付着物を十分に除去した後、オートクレーブによる滅菌を行い、よく乾燥させて保管すること。
なお、過酸化水素水は、金属腐食の原因となるので使用しないこと。
- 2) 消毒液、消毒剤、滅菌器については、各製造業者の指示に従い正しく使用すること。
- 3) 超音波洗浄器を用いる際は、バーが互いに擦れて損傷しないよう、バーホルダーを使用すること。
- 4) オートクレーブの温度は乾燥工程を含めて135℃以下を厳守すること。

【製造販売業者及び製造業者の氏名又は名称等】

製造販売業者
株式会社 ピーディーアール
愛知県名古屋市中白区原4-106